地域保全型工事実施要領

制定　平成 25 年３月 29 日伺定
（平成 25 年４月１日実施）
改正　平成 28 年９月７日伺定
（同日実施）
令和２年３月４日伺定
（令和２年４月１日実施）
令和３年３月２日伺定
（令和３年４月１日実施）
令和４年 10 月３日伺定
（令和４年 10 月 17 日実施）
令和５年３月 12 日伺定
（令和５年４月１日実施）
令和７年５月 30 日伺定
（令和７年６月１日実施）

第１　趣旨

この要領は、新潟県が認定する地域貢献地元企業に対して、地域保全型工事を発注することを通じて、地域貢献地元企業の受注機会の確保を図ることにより「新潟県中小企業者の受注機会の増大による地域産業の活性化に関する条例」（平成 19 年新潟県条例第 65 号）に定める第１条（目的）及び第 10 条（県からの受注機会の増大）を達成し、併せて、建設業における地域貢献への取組を促すことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 入札参加資格者　新潟県建設工事入札参加資格審査規程に基づき、入札参加資格者名簿に登載されている者

(2) 地域整備部管内　新潟県行政組織規則（以下「組織規則」という。）第 10 条第１項に規定する各地域振興局の所管区域並びに同条第 13 項で規定する新潟地域振興局新津地域整備部及び津川地区振興事務所の担当区域

(3) 交通政策局関係地域機関管内　組織規則第 10 条第１項に規定する各地域振興局の所管区域並びに同条第 13 項で規定する新潟地域振興局新潟港湾事務所及び上越地域振興局直江津港湾事務所の担当区域

(4) 農林振興部（林業関係）管内　組織規則第 10 条第９項に規定する各地域振興局の所管区域並びに同条第 13 項で規定する新潟地域振興局津川地区振興事務所の担当区域

(5) 農林振興部（農地関係）管内　組織規則第 10 条第 11 項に規定する各地域振興局の所管区域及び同条第 14 項で規定する新潟地域振興局巻農業振興部の担当区域

(6) 地域整備部長等　地域整備部長及び津川地区振興事務所長

第３　地域貢献地元企業の認定要件

１　地域貢献地元企業とは、災害対応や除雪等、地域の安全・安心確保に貢献することにより社会的評価を受けている入札参加資格者のうち、第２項及び第３項に規定する要件を満たす者をいう。

２　入札参加資格者が、各地域整備部管内で地域貢献地元企業として認定されるためには、

次の要件をすべて満たさなければならない。

(1) 土木一式工事に関し、入札参加資格を得ていること。

(2) 地域整備部管内に主たる営業所があること。

ただし、地域整備部長等は、当該要件を「地域整備部管内に主たる営業所があること。又は、県内に主たる営業所があり、かつ当該地域整備部管内に 10 年以上主たる営業所以外の営業所があること。」と読み替えることができる。この場合、第２第１号中「新潟県建設工事入札参加資格審査規程に基づき、入札参加資格者名簿に登載されている者」とあるのは「新潟県建設工事入札参加資格審査規程に基づき、入札参加資格者名簿に登載されている者、又は、入札参加資格者名簿に登載されている主たる営業所以外の営業所の代表者」と、第４第１項中「主たる営業所」とあるのは「主たる営業所又は主たる営業所以外の営業所」と読み替えるものとする。

３　入札参加資格者が地域貢献地元企業として認定されるためには、前項の要件を満たしたうえで、次のいずれかの要件を満たさなければならない。

(1) 過去５年度（申請日の属する年度の前年度から遡って５年間。以下同じ。）内に、各地域整備部管内において､別記第１項から第４項に掲げるいずれかの実績を有すること。

ただし、別記第１項から第３項に掲げる県管理施設は、道路、河川等直接県民の共同使用に供される土木系の県管理施設に限る。

(2) 前号に掲げる実績が無い場合において、地域整備部長等が別に定める地域貢献に関わる活動の実績を有すること。

(3) 前各号に掲げる実績が無い場合において、過去５年度内に、別表に掲げるいずれかの実績を有すること。

第４　地域貢献地元企業の認定の手続き

１　地域貢献地元企業としての認定を受けようとする入札参加資格者は、別に定める申請書及び次のいずれかの添付書類（以下「申請書類等」という。）を、第５に規定する提出期限までに、新潟県電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）により、主たる営業所を所管又は担当する地域整備部長等に提出しなければならない。

(1) 別記第１項から第４項のいずれかの実績を有する場合は、発注者との契約内容が分かる契約書、請書又は指示書などの写し。

(2) 第３第３項第２号の活動実績を審査するために、地域整備部長等が別に定める書類。

(3) 別記第５項又は第６項の実績を有する場合は、契約書の写しなど活動実績を審査できる書類。

２　地域整備部長等は、第３第３項第３号の実績に係る申請があった時、当該実績が行われた場所を所管又は担当する所属長に対して、実績の有無について照会する。

３　前項の照会を受けた所属長は、実績の有無を地域整備部長等に回答する。

４　地域整備部長等は、新潟県建設工事参加資格・指名審査会等設置・運営要綱（以下「審査会設置要綱」という。）第２条第２項に規定する局工事部会において審査のうえ、適当と認める場合には地域貢献地元企業として認定し、その旨を第５第４項及び第５項に規定する認定期間の開始日（以下「認定開始日」という。）の７日前までに電子申請システムにより通知する。

５　地域整備部長等は、認定した地域貢献地元企業を認定開始日の５日前までに監理課建設業室長に報告する。

第５　提出期限及び認定期間

１　認定の申請は、次の各号に掲げる場合に行うものとする。

(1) 定期申請は、第４項に規定する認定期間に係る申請をする場合に行う。

(2) 随時申請は、前号に掲げる場合以外の場合に行う。

2　定期申請は、平成 26 年及びこれを初年とする２年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の４月 15 日から５月 14 日までの期間に行わなければならない。
3　随時申請は、随時に行うことができる。
4　定期申請に係る認定期間は、定期申請年の６月１日から次の定期申請年の５月 31 日（以下「認定終了日」という。）までとする。
5　随時申請に係る認定期間は、次のとおりとする。
(1) 定期申請年の７月 14 日までに提出された随時申請に係る認定期間は、定期申請年の８月１日から認定終了日までとする。
(2) 定期申請年の７月 15 日から 10 月 14 日までに提出された随時申請に係る認定期間は、定期申請年の 11 月１日から認定終了日までとする。
(3) 定期申請年の 10 月 15 日から翌年の１月 14 日までに提出された随時申請に係る認定期間は、定期申請年の翌年の２月１日から認定終了日までとする。
(4) 定期申請年の翌年の１月 15 日から５月 14 日までに提出された随時申請に係る認定期間は、定期申請年の翌年の６月１日から認定終了日までとする。
6　地域貢献地元企業が入札参加資格を取り消された場合、認定期間は取り消された日をもって終了する。

第６　地域保全型工事の定義

地域保全型工事とは、予定価格 400 万円を超え 7,000 万円未満の特殊な技術（工法、資機材等）を要しない土木一式工事であって、次の選定基準のいずれかを満たす建設工事のうち、審査会設置要綱第２条第２項又は第３項に規定する局工事部会又は事務所審査会で選定した工事をいう。
(1) 地域の安全・安心確保に深く関わる工事で、地域の災害履歴や地形地質などを踏まえた対応を必要とする工事又は地域住民との信頼関係のもと、円滑かつ迅速な調整を行う必要がある工事
(2) 災害復旧工事又は維持・補修系工事（道路（維持管理課で発注する歩道、側溝新設等工事を含む。）、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、下水道、農業水利施設、港湾施設等の工事であって、発注者が認めたもの。）

第７　地域保全型工事の発注

1　地域保全型工事の発注は、指名競争入札により行い、その指名は地域貢献地元企業のみとする。
2　発注者は、地域保全型工事の指名又は入札参加資格の条件設定において、当該工事の規模にかかわらず、地域貢献地元企業のうちすべての等級を対象とすることができる。
3　発注者は、地域保全型工事の発注にあたり次の条件を附して発注する。
(1) 下請けを二次までとすること。
(2) 工事を落札した地域貢献地元企業は、原則として、管内に本店又は支店を有する下請負人へ下請負すること。
(3) その他労働条件の改善等に関し、特記仕様書に記載すること。
4　発注者は、発注する工事の内容及び地域貢献地元企業の認定状況等を勘案のうえ、新潟県建設工事指名業者選定要綱第６第１項の規定にかかわらず、指名業者数を８から 15 程度とすることができる。

第８　その他

この要領に定めのない事項については、従前どおり関係要綱等の定めるところによる。

附　則　（平成 25 年３月 29 日監第 4313 号）

第１　施行期日

この要領は、平成 25 年４月１日から施行する。

第２　経過措置

１　平成 25 年の申請に係る提出期限及び認定期間は、第５の規定にかかわらず、次の各項のとおりとする。

２　平成 25 年６月 17 日から平成 26 年５月 31 日（以下「認定終了日」という。）までの認定期間に係る申請は、平成 25 年５月１日から５月 31 日までの期間に行わなければならない。

３　随時申請は、随時に行うことができる。

４　随時申請に係る認定期間は、次のとおりとする。

(1) 平成 25 年６月１日から７月 14 日までに提出された随時申請に係る認定期間は、平成 25 年８月１日から認定終了日までとする。

(2) 平成 25 年７月 15 日から９月 14 日までに提出された随時申請に係る認定期間は、平成 25 年 10 月１日から認定終了日までとする。

５　平成 25 年４月１日から６月 16 日までの間は、地域保全型工事の発注手続きに関する試行要領（平成 19 年６月 27 日制定）に基づいて平成 25 年３月 31 日現在認定されている地域貢献地元企業を、当要領に基づく地域貢献地元企業とする。

附　則　（平成 28 年９月７日監第 1995 号）

第１　施行期日

この要領は、平成 28 年９月７日から施行する。

附　則　（令和２年３月４日監第 2566 号）

第１　施行期日

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則　（令和３年３月２日監第 4223 号）

第１　施行期日

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則　（令和４年 10 月３日監第 2299 号の２）

第１　施行期日

この要領は、令和４年 10 月 17 日から施行する。

附　則　（令和５年３月 16 日監第 3809 号）

第１　施行期日

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則　（令和７年５月 30 日監第 667 号）

第１　施行期日

この要領は、令和７年６月１日から施行する。

別記（第３、第４関係）

１　県管理施設の除雪

２　平常時の県管理施設の点検・パトロール

3　災害発生前後の県管理施設の点検・被害状況調査
4　国又は地方公共団体から直接請け負った災害発生直後の緊急の維持管理業務（通行止めバリケード設置など）又は応急工事
5　土地改良区から直接請け負った農地・農業用施設の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動（当該施設等の保全活動組織と協働で実施した活動を含む。）
6　森林整備活動等

別表（第３、第４関係）

管　　内	実　　績
各農林振興部（農地関係）管内	・別記第３項から第５項に掲げる実績（別記第３項に掲げる県管理施設は、排水機場などの農地系施設に限る。別記第４項については、土地改良区から直接請け負ったものも含める。）
各農林振興部（林業関係）管内	・別記第４項に掲げる実績 ・別記第６項に掲げる実績
各交通政策局関係地域機関管内	・別記第１項から第４項に掲げる実績（別記第１項から第３項の県管理施設は、港湾施設などに限る。）